

# 野々市市体育施設整備基本計画

平成27年 10月

野々市市教育委員会

## 【目 次】

I. 計画の策定にあたって	1
1.計画の目的	
2.計画の対象範囲	
3.計画の位置づけ	
4.計画の期間	
II. 計画策定の背景	2
1.スポーツ施設に関する現状	
2.スポーツ施設に関する課題のまとめ	
III.計画の基本的な方向	10
1.基本的な考え方	
2.スポーツ施設の整備方針	
IV. スポーツ施設整備の基本計画	12
1.総合スポーツゾーンの形成	
2.地域のスポーツ施設の整備・改善	
3.施設の効率的な運用	
(参考資料)	
1.策定経緯	
2.委員名簿	
3.検討委員会設置要綱	

# I. 計画の策定にあたって

## 1. 計画の目的

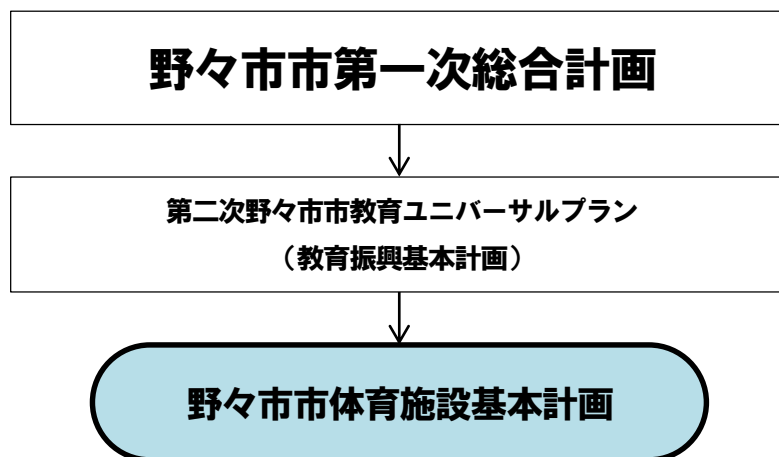
本計画は、本市のスポーツ活動の普及と振興に向けて、「野々市市体育施設整備基本計画検討委員会」を設置し、中央公園拡張計画基本構想に隣接する市民体育館及び周辺の体育施設の整備のあり方、また、老朽化が著しい既存の体育施設について修繕や大改修または改修等について検討し、市全域を対象とした体育施設整備の基本計画案を策定することを目的とします。

## 2. 計画の対象範囲

本計画は、野々市市全域とします。

## 3. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画の「野々市市第一次総合計画」に基づき策定された「第二次野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）」をふまえ、本市におけるスポーツ施設に関する基本的かつ総合的な計画とします。



## 4. 計画の期間

本計画期間は、中央公園の拡張計画と整合を図り、設定することとします。

## II. 計画策定の背景

### 1. スポーツ施設に関する現状

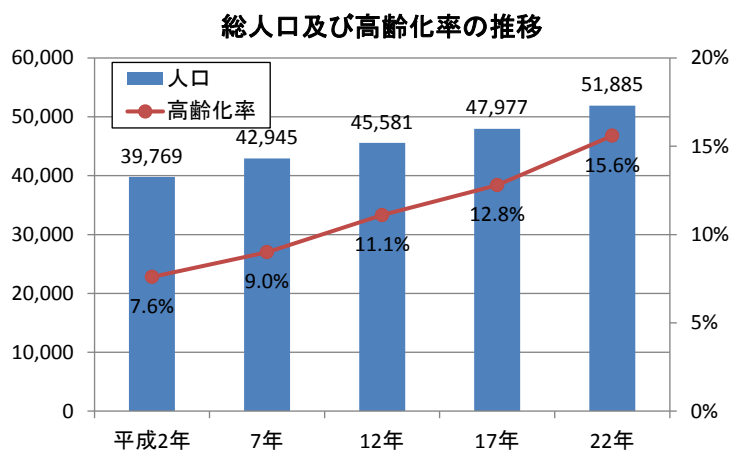
市内のスポーツ施設に関する現況は、以下のとおりです。

#### (1) 野々市市の現状

市民のスポーツ活動や施設の整備状況、利用状況等について以下に整理します。

#### 《人口・世帯数》

・過去20年間で人口が約30%増加し、今後も市総人口の増加が見込まれる中で、スポーツ施設の整備・充実が求められています。また、着実に進行する高齢化への対応も必要になってきています。



資料：国勢調査

#### 《スポーツ活動の状況》

・市体育協会に加盟している団体、スポーツ少年団、市内中学校・高等学校の運動部の活動状況やニーズ等を把握しながら、施策を進めていくことが求められています。

市内スポーツ団体の状況

区分	団体数	会員数	備考
体育協会	30 団体	1,220 人	H26.3.31
スポーツ少年団クラブ	16 団体	509 人	H26.3.31
野々市中学校運動部	14 団体	510 人	H26.9.1
布水中学校運動部	13 団体	507 人	H26.9.1
明倫高校運動部	21 団体	513 人	H26.9.1

資料：スポーツ振興課調べ

## 《スポーツ施設の状況》

### (市立体育施設)

- ・市内整備されている体育施設において、効果的な整備と運用が求められています。

#### 市民体育館

⇒ 最も利用者数が多いものの、耐震改修が必要となっています。

#### 市民野球場・雨天練習場

⇒ 旧式スコアボードや排水処理等が問題となっています。

#### 中央公園運動広場

⇒ 3番目に古く、照明設備が老朽化しています。

#### 中央公園テニスコート

⇒ 2番目に古く、コートの劣化が進行しています。

#### 相撲場

⇒ 屋根や外装塗装が劣化しています。

#### スポーツランド（プール）

⇒ 吊天井が新しい建築基準を満たしていません。

#### スポーツランド（テニスコート）

⇒ コート数が不足しています。

#### スポーツランド（さわやかホール）

⇒ 外装塗装が劣化しています。

#### スポーツセンター

⇒ 2番目に利用者数が多いものの、施設の老朽化が進行しています。

#### 押野中央公園運動広場

⇒ 利用者の駐車場がありません。

#### 健康広場

⇒ 最も古い施設であり、設備等が老朽化しています。

#### 武道館（柔剣道場）

⇒ 耐震改修を実施したものの、駐車台数が不足しています。

#### 弓道場

⇒ 駐車台数が不足しています。

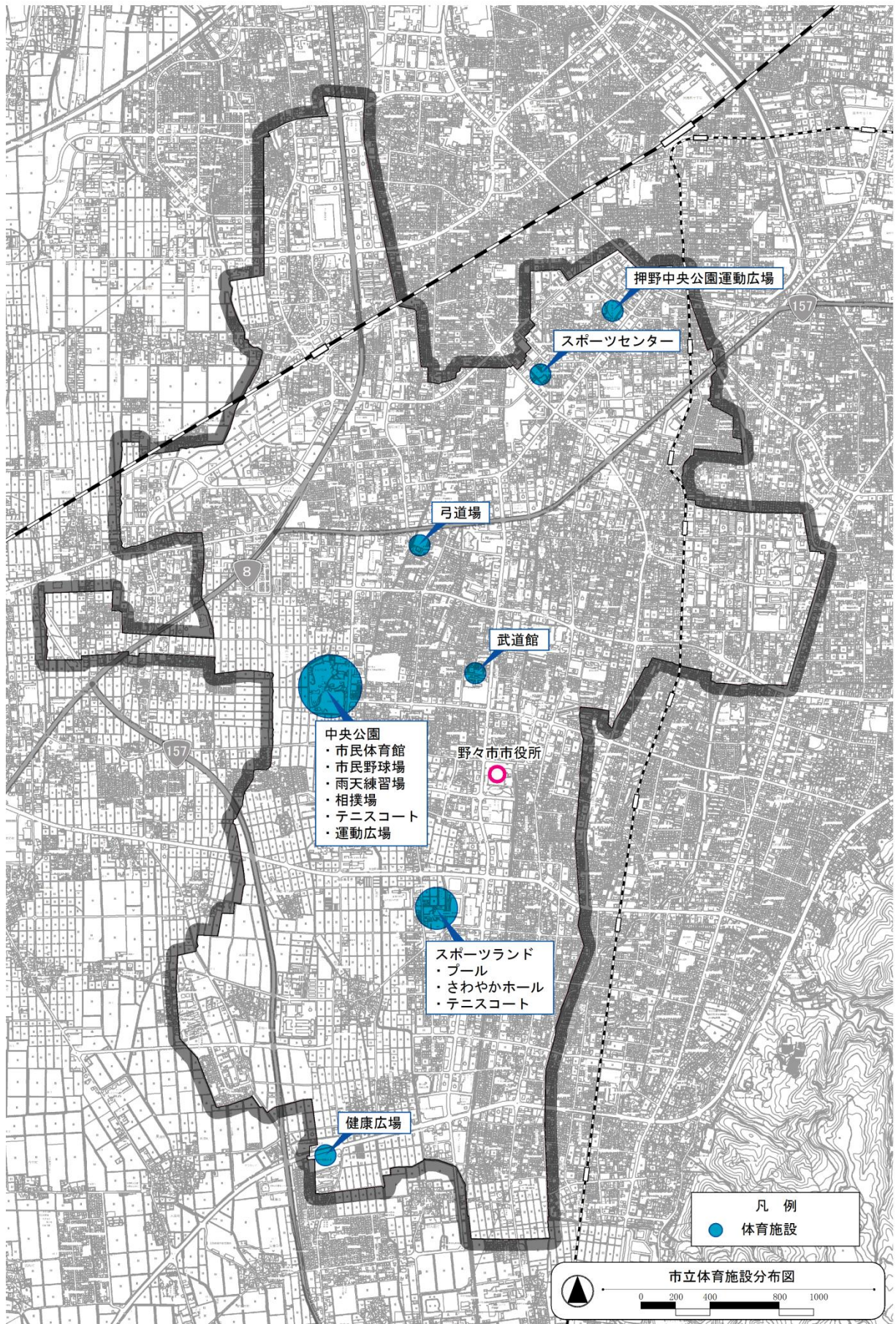
### (学校体育施設)

- ・開放されている学校体育施設を今後も市民ニーズに対応していくことが求められています。

### (民間体育施設)

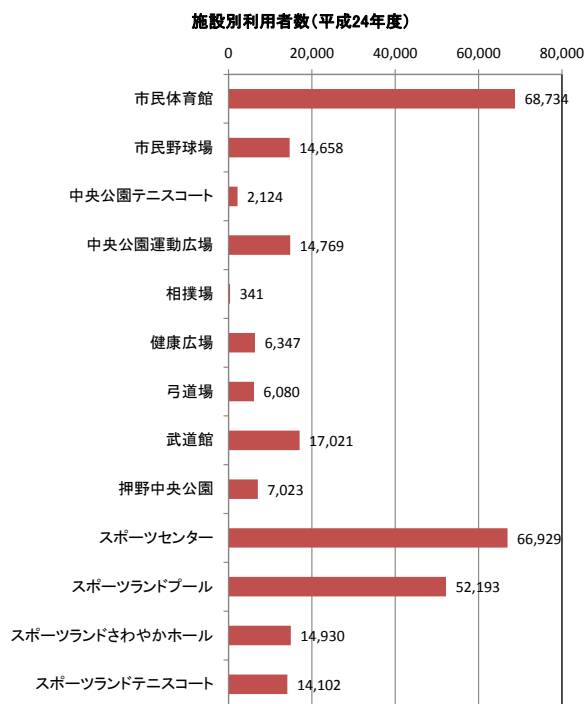
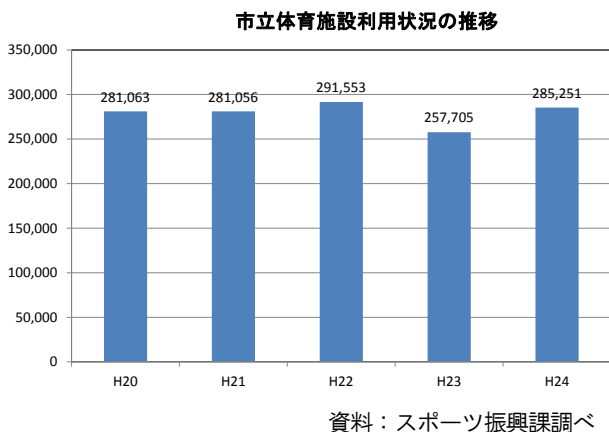
- ・多様なサービスを提供している市内の民間体育施設と連携し、官民の役割分担を図っていくことが求められています。

# 市立体育施設の分布状況



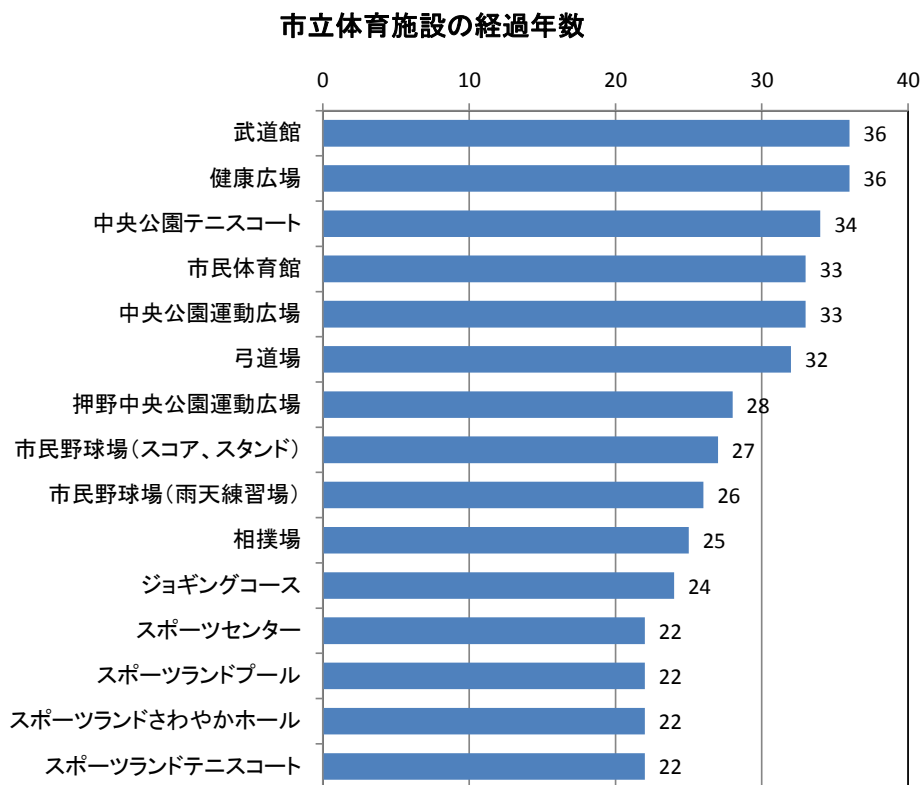
## 《市立体育施設の利用状況》

- ・利用者数は過去5年間で年間28万人前後と概ね横ばい傾向となっており、増加に向けた取り組みが求められています。
- ・施設別では、市民体育館が最も利用者数が多く、次いでスポーツセンターとなっています。



## 《市立体育施設の経過年数の状況》

- ・全ての市立体育施設は開館から20年以上経っており、適切な維持管理を行うとともに長寿命化を図る取り組みが求められています。



平成26年3月現在

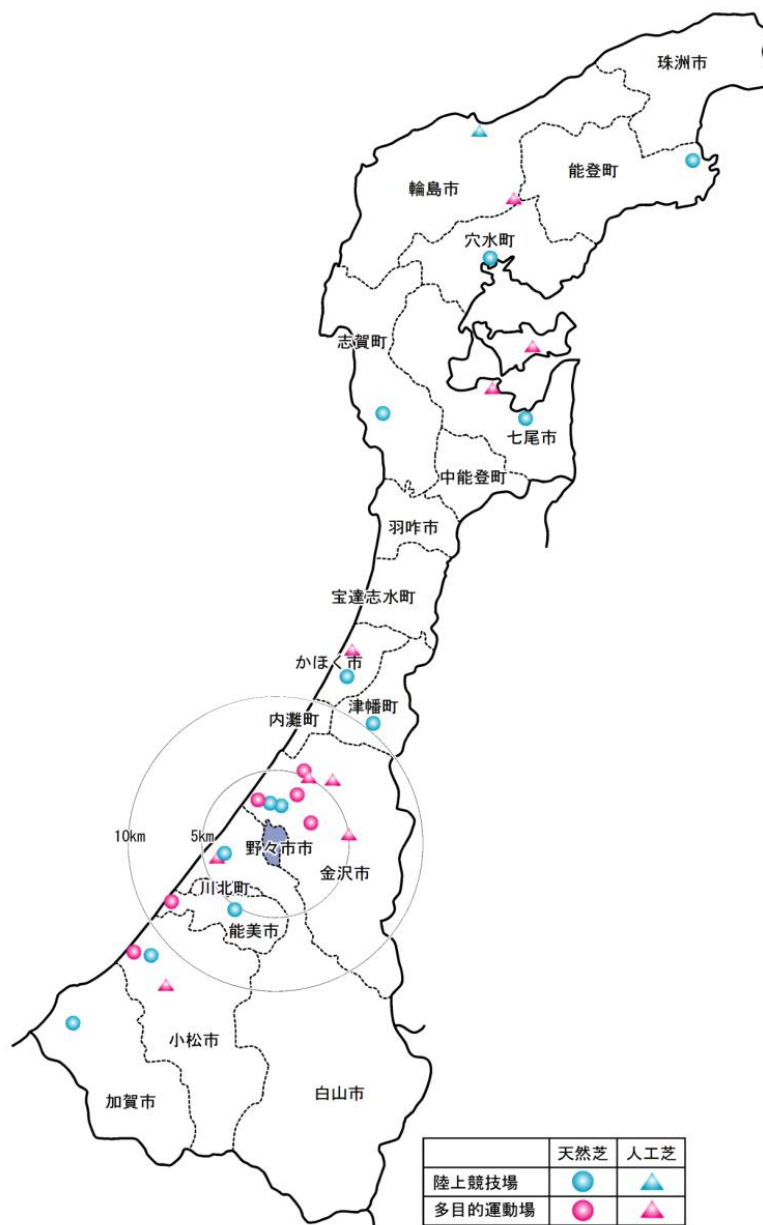
資料：スポーツ振興課調べ

### 《市立体育施設の耐震改修等の状況》

- ・旧耐震基準の施設は、市民体育館と武道館があり、耐震改修は、武道館は実施済み、市民体育館は未実施となっています。
- ・また、スポーツランドの屋内プールの施設は、東日本震災後における建築基準法の改正から現在の吊天井では基準を満たさないことから、早急な対策が求められています。

### 《県内体育施設の整備状況》

- ・市内に活動団体はあるものの、市内に競技施設がない体育施設として、陸上競技場、サッカー場及びラグビー場があります。
- ・隣接する金沢市や白山市には陸上競技場や多目的運動場（サッカー場、ラグビー場等）が立地しているものの、身近に利用できる新しいスポーツ施設の整備が求められています。



資料：スポーツ振興課調べ



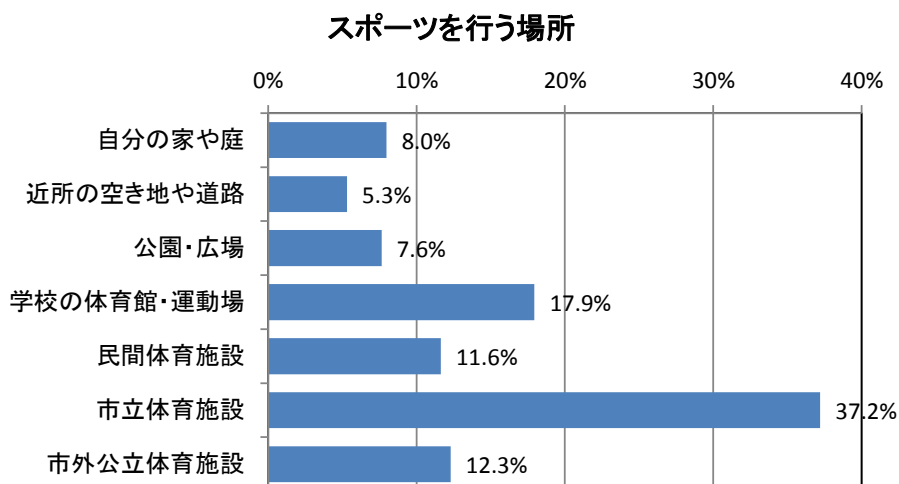
## (2) 市民意向調査

市内の体育施設に関する市民のスポーツに関する現状と意向について以下に整理します。

### 《市立体育施設利用者アンケート調査》

市立体育施設の利用者を対象に実施しました。(回答数=243件)

- ・スポーツを行う場所は、市立体育施設が37.2%と最も多く、次いで学校の体育館・運動場が17.9%、市外公立体育施設が12.3%となっています。
- ・また体育館に関しての要望が多く、規模の大きなものが求められています。



### 《スポーツ活動団体アンケート調査》

市体育協会加盟団体及び市スポーツ少年団クラブ登録団体を対象に実施しました。

- ・体育協会団体の施設整備に関する要望としては、陸上競技場、サッカー・ラグビー、弓道場、武道場、クライミングの新施設整備の要望があります。テニスコートの不足や野球場等の改修が求められています。

### (3) 上位・関連計画の整理

市内の体育施設に関する上位計画及び関連計画について以下に整理します。

#### 《野々市市第一次総合計画》

・活動拠点となる体育施設等の有効的な利用を図るとともに、学校体育施設を最大限に開放した利用促進が求められています。

#### 《野々市市教育ユニバーサルプラン》

・市民のスポーツ活動や生涯学習環境の整備として、スポーツ施設（体育館、武道館、サッカー場など）の計画的な整備が求められています。

#### 《野々市市地域防災計画》

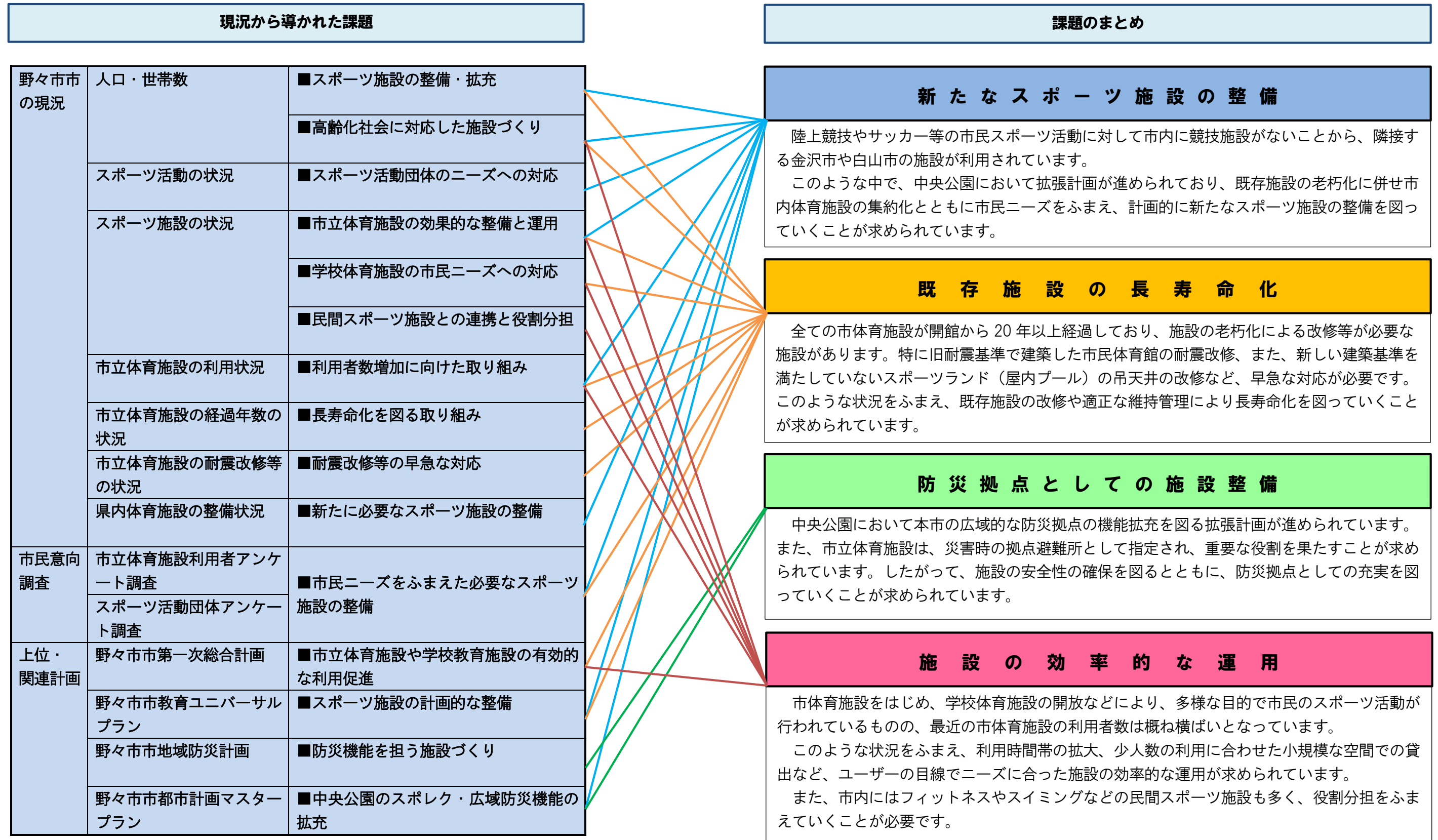
・スポーツセンターや中央公園等の体育施設が災害時の拠点に指定されており、防災機能の充実が求められています。

#### 《野々市市都市計画マスタープラン》

・中央公園は、機能拡充により市民のスポーツ・レクリエーションの場として、また本市の広域的な防災拠点としての役割を担う総合公園としての整備が求められています。

## 2. スポーツ施設に関する課題のまとめ

前述の現況から導かれた課題をふまえ、本市のスポーツ施設における課題を集約整理すると以下のとおりとなります。



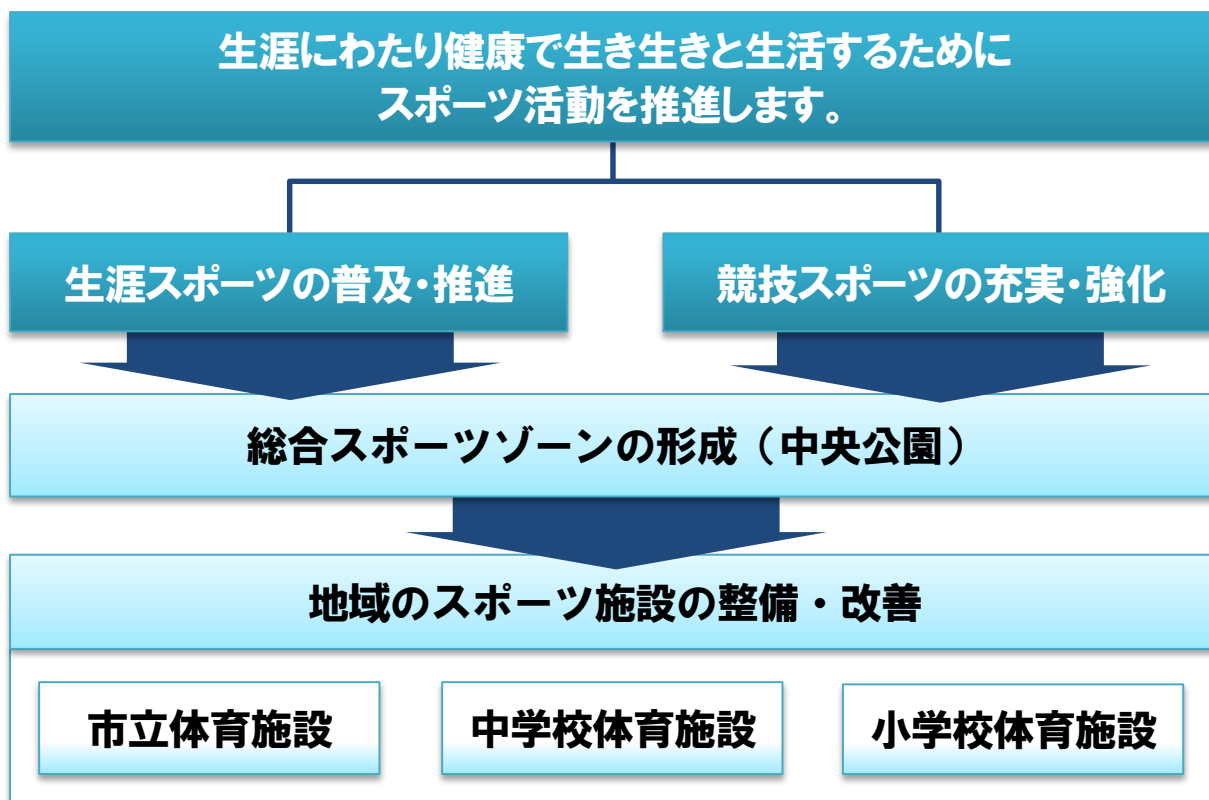
### Ⅲ. 計画の基本的な方向

#### 1. 基本的な考え方

文部科学省の「スポーツ立国戦略」（平成22年8月策定）では、「新たなスポーツ文化」の確立を目指し、「人（する人、観る人、支える人（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方とし、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造、世界で競い合うトップアスリートの育成・強化、スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出、スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上、社会全体でスポーツを支える基盤整備を重点戦略として位置づけています。

野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）では、「スポーツ活動の推進」を基本的施策として掲げています。生涯にわたって健康でいきいきと生活するためには、適度な運動を継続することが大切です。幼児期からの子どもにはスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上を図ります。また、若者にはスポーツ参加機会の拡充、高齢者には体力づくり支援等、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図ります。さらに、障害のある方にはスポーツに親しめる機会の充実や地域社会との交流を推進します。

生涯スポーツの普及・推進、地域やスポーツ関係団体との連携による競技スポーツの充実・強化とバリアフリー化した市体育施設の活用を図ることにより、誰でもが行えるスポーツ活動を推進し、一人ひとりが健康で豊かな生活を営む活力あふれる地域社会を目指します。



## 2. スポーツ施設の整備方針

本市の体育施設の整備方針を以下に掲げます。

### 総合スポーツゾーンの形成（中央公園）

本市のスポーツ活動の普及と振興を図るために、中央公園の拡張計画を検討していく中で求心力のある総合的なスポーツゾーンの形成を目指します。老朽化する体育施設の改修等を行うとともに、市体育施設の再編により集約化・複合化を図り、本市のスポーツ活動の中心的な役割を担う（仮称）新スポーツ交流館や陸上・サッカー競技場などの新しい体育施設の整備を検討します。

さらに、災害時に備えたスペースや設備の導入・雨水利用、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入等、環境に配慮した施設整備を検討します。

### 地域のスポーツ施設の整備・改善

市内に分布する体育施設や小中学校の体育館・運動場、また公園・緑地等において、幼児からお年寄りまで誰もが身近にスポーツが親しめる環境づくりを推進します。定期点検やメンテナンスの実施、冷暖房設備やエネルギー効率のよい設備の導入など、計画的な施設改修、施設改善に努めます。

また、災害時の拠点施設として重要な役割を図ります。



## IV. スポーツ施設整備の基本計画

### 1. 総合スポーツゾーンの形成

#### ■陸上・サッカー競技場の整備

隣接する金沢市及び白山市では公認1種、2種の陸上競技場があるため、競技需要や地域バランスをふまえると公認3種又もしくは4種が想定されます。

人工芝は、最近ではクッション性能の向上等により、プレーヤーへの負担も軽減され、整備事例が増えてきています。

また、本施設は、陸上競技やサッカー、ラグビーだけでなく、グラウンドゴルフやレクリエーション等、多機能な施設として検討します。初期工事費や維持管理費用をふまえつつ、より多くの市民に利用してもらうために、適正な整備手法等について検討します。



陸上・サッカー競技場のイメージ

公認陸上競技場の規格

区分	公認3種	公認4種
利用形態	陸上競技とサッカー、ラグビー兼用	陸上競技とサッカー、ラグビー兼用
1周の距離	400m	200m、250m、300m、400m
トラックとフィールドの舗装	全天候舗装の施設を要する	土質でもよい
インフィールド	天然芝とする	人工芝でもよい

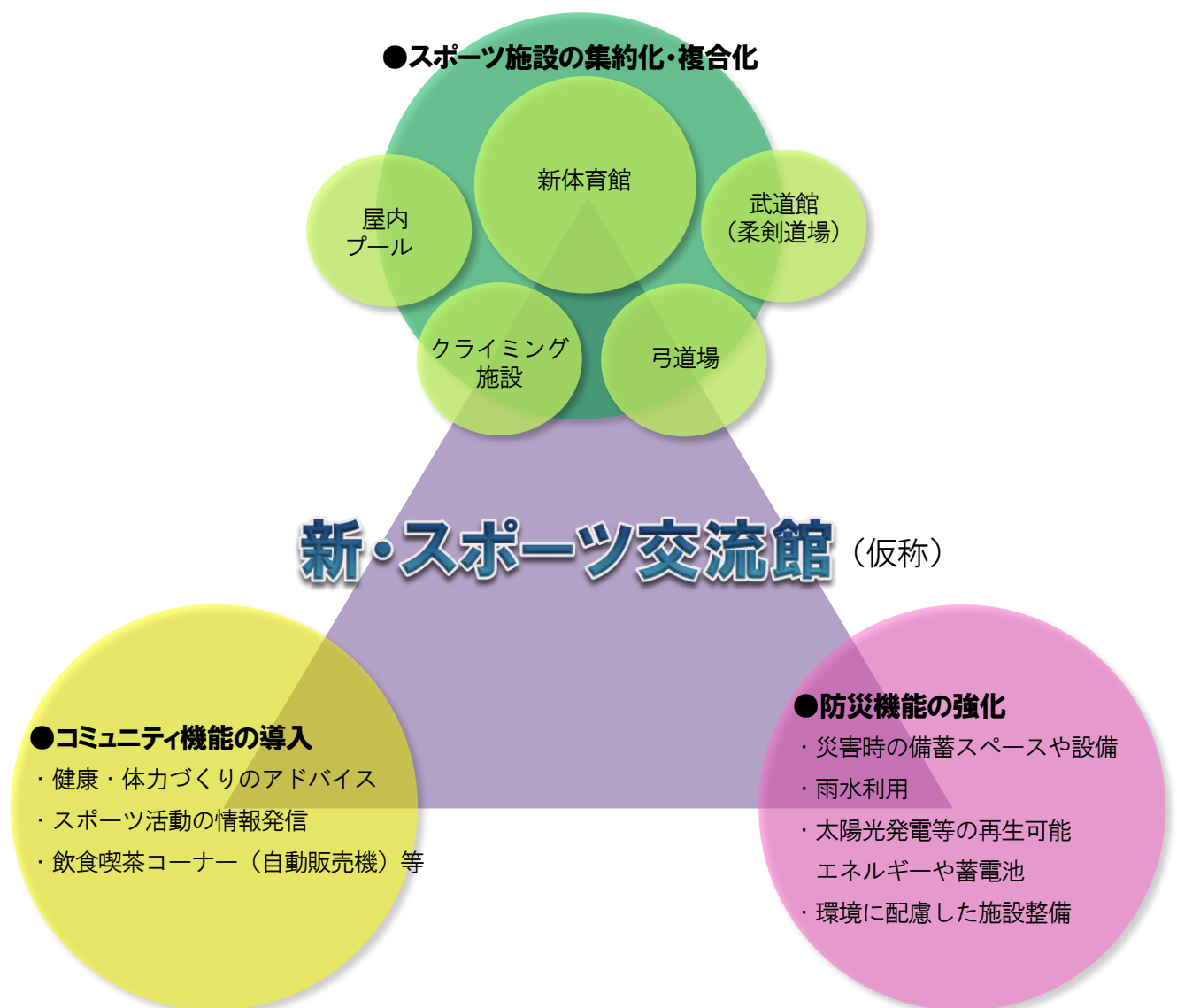
## ■（仮称）新・スポーツ交流館の整備

子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が、個人や家族、グループ等のレクリエーション・スポーツ活動の場として整備し、交流人口の創出を図ります。

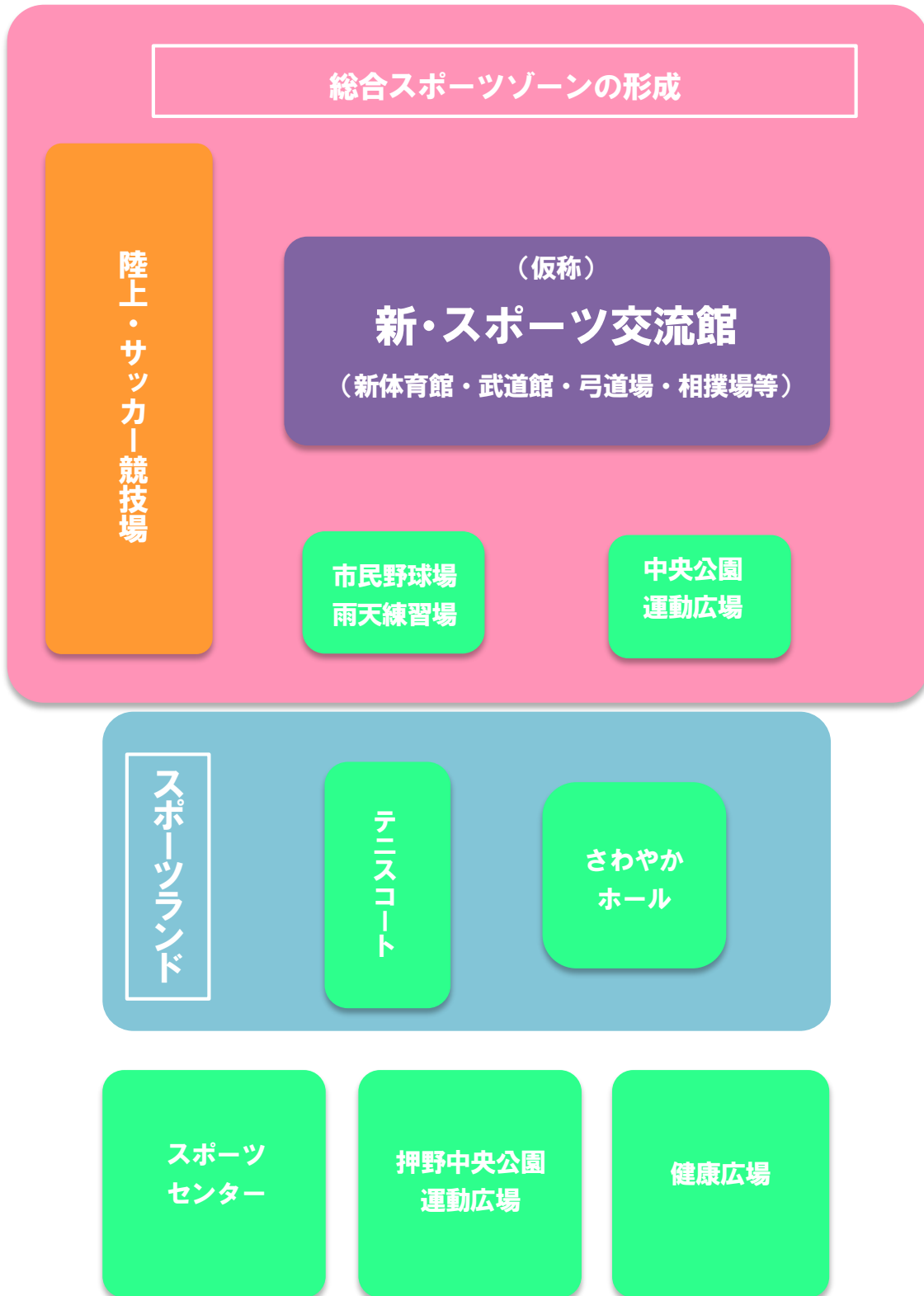
観客席を設置し、競技大会の観戦ができる新体育館をはじめ、屋内プールや武道場（柔剣道場）、弓道場、クライミング施設等を集約化・複合化した体育施設の整備を検討します。

また、健康・体力づくりの相談やスポーツ活動の情報発信を図るコミュニティ機能を導入します。さらに、多様で災害に強い設備を導入し、防災機能の強化を図ります。

（仮称）新・スポーツ交流館のイメージ



# 市体育施設再編イメージ





## ■市民体育館

- ・市スポーツ施設で最も利用者数が多いことから、優先的に耐震改修の整備を図ります。



## ■市民野球場・雨天練習場

- ・現在地での整備を基本とし、新規格のスコアボード改修や管理棟の冷暖房設備の導入等の整備を図ります。



## ■中央公園運動広場

- ・中央公園の拡張計画に併せて、既存体育施設の集約化・複合化を進める中で必要に応じて施設の配置及び規模の見直し等を検討します。その他、付帯設備の定期点検による適正な維持管理に努めます。



## ■中央公園テニスコート

- ・旧式の全天候型コートで老朽化が進んでおり、改修が必要です。ただし、中央公園の拡張計画併せて、施設の集約化を検討します。



## ■相撲場

- ・現在地での整備を基本とし、定期点検による適正な維持管理に努めます。



## 2. 地域のスポーツ施設の整備・改善

### ■スポーツランド

屋内プールをはじめ、テニスコート、ゲートボールコート等が集積し、本市のスポーツ拠点としての一翼を担っています。中央公園の拡張計画に併せて、既存体育施設の集約化・複合化を進める中で、必要に応じて施設移転の受け皿として検討します。

#### (屋内プール)

- ・屋内プールは、新建築基準法を満たすための吊り天井施設の対応、空調設備の老朽化等、大規模な改修工事が必要となっています。また、ランニングコストがかかる設備を有していることから維持管理費用も考慮する必要があります。したがって、中央公園の拡張計画に併せて、移転・改築を検討します。



#### (テニスコート)

- ・現在地での整備を基本とし、定期点検による適正な維持管理に努めるとともにコートの増設を検討します。



#### (さわやかホール)

- ・現在地での整備を基本とし、定期点検による適正な維持管理に努めます。
- ・今後、名称の変更を含め、施設の利用方法や存続の必要性について検討します。



### ■スポーツセンター・押野中央公園運動広場・健康広場等

- ・ 現在地での整備を基本とし、定期点検により、適正な維持管理を実施するとともに、省エネ型の設備更新や災害時の拠点施設として防災機能の強化を図ります。
- ・ スポーツセンターでは、空調設備の導入など、利用者ニーズに配慮した施設改善を検討します。

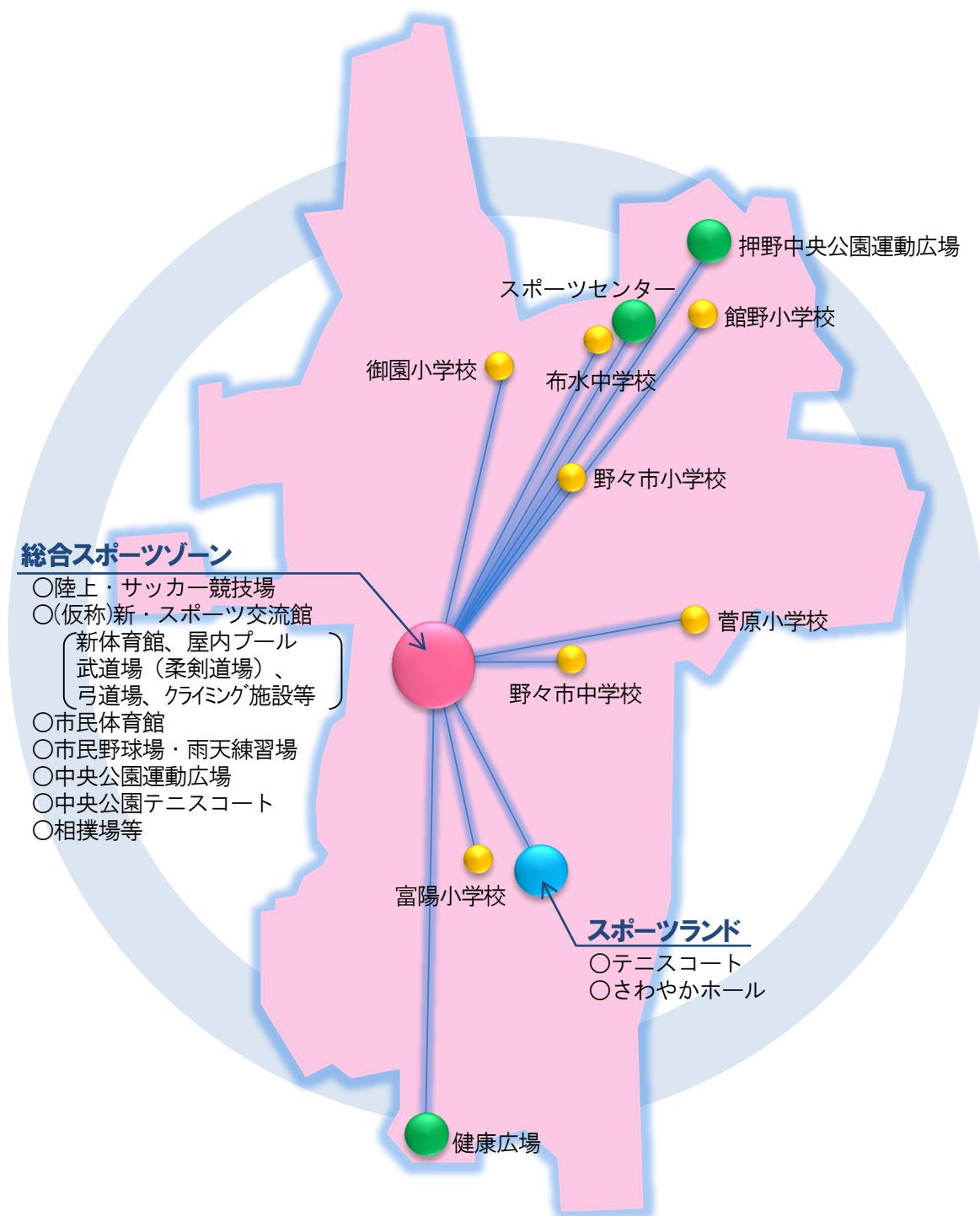


### ■武道館（柔剣道場）、弓道場

- ・ 密集した市街地に立地し、駐車場の収容台数が少ないことから競技大会の実施が困難な状況となっていることから、利用者数が伸び悩みもしくは減少しています。
- ・ 中央公園の拡張計画に併せて、移転・改築を検討します。また、既存施設については、隣接する中学校や公的施設としての活用を検討します。



再編後の市内体育施設の配置イメージ（素案）



### 3. 施設の効率的な運用

- ・市立体育施設や学校体育施設の利用時間帯の拡大や小規模な空間での貸出等、市民ニーズに合った施設の効率的な運用を検討します
- ・市内にはフィットネスやスイミングなどの民間スポーツ施設も多く立地しており、官民の役割分担をふまえた施設の整備や運用を検討します。
- ・利用者への良質なサービス提供や向上、管理運営コスト削減を図るために指定管理者制度の導入など、民間事業者のノウハウの活用を検討します。

## (参考資料)

### 1. 策定経緯

	検討項目
第1回 (平成26年9月3日)	(1)検討委員会の業務について (2)市体育施設の現状について
第2回 (平成26年11月6日)	(1)課題の整理について (2)スポーツ振興計画素案(骨子)の検討について
第3回 (平成27年1月16日)	(1)体育施設整備基本計画(素案)の検討について
第4回 (平成27年2月19日)	(1)答申書とりまとめについて

- ・市体育施設利用者アンケート調査 平成26年9月16日～10月15日
- ・スポーツ活動団体アンケート調査 平成26年9月16日～10月24日

### 2. 委員名簿

職	氏名	所属等
委員長	牧口 茂子	金沢工業大学 スポーツ考房 課長
副委員長	宮川 渉	野々市市体育協会 会長
委員	西村 敬司	野々市市スポーツ少年団 本部長
委員	亥野 正治	野々市市スポーツ推進委員協議会 代表
委員	禾几 文明	野々市市小中学校校長会代表(野々市市立布水中学校長)
委員	藤田 雅顯	野々市市連合町内会 会長
委員	山本 博	野々市市身体障害者福祉協議会 幹事
委員	澤村 昭子	野々市市女性協議会 副会長

### 3. 検討委員会設置要綱

#### 野々市市体育施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 野々市市体育施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を聴き、本市の体育施設の効果的な整備を図るため、野々市市体育施設整備基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 体育関係団体の代表者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討委員会が基本計画に関し教育委員会に提言した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育文化部スポーツ振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。